

彦根市総合政策推進体制

令和4年10月19日

令和4年度 第2回 彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会

総合計画と総合戦略

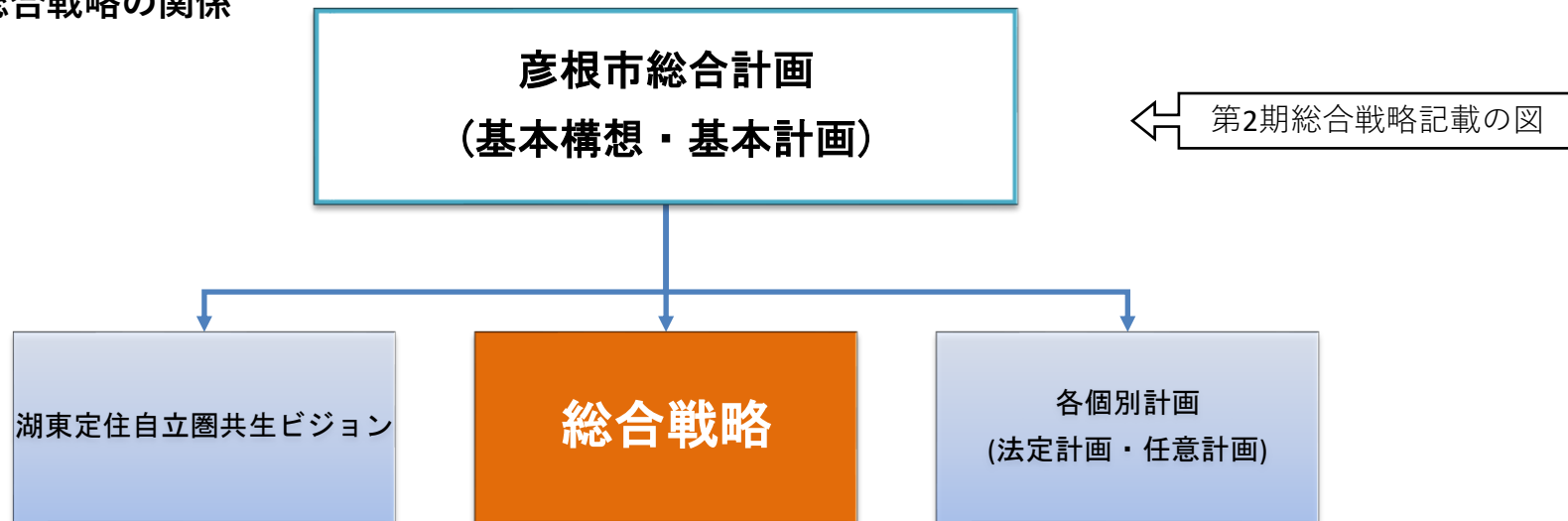
彦根市総合計画

- 本市の最上位計画
- 市政運営の基本方針、かつ各分野における個別計画の指針
- 基本構想と基本計画の2本立て
- R4年3月策定
- 計画期間
基本構想：R4年度～R15年度
(12年間)
前期基本計画：R4年度～R7年度
(4年間)

彦根市まち・ひと・しごと 創生総合戦略

- 人口減少対策・地方創生に関する個別計画
- 個別計画の1つであるが、人口減少対策が多岐に及ぶため、総合計画と重複する部分も多い
- 人口ビジョンと総合戦略の2本立て
- R2年3月策定(R4年3月改訂)
- 計画期間：R2年度～R6年度(5年間)

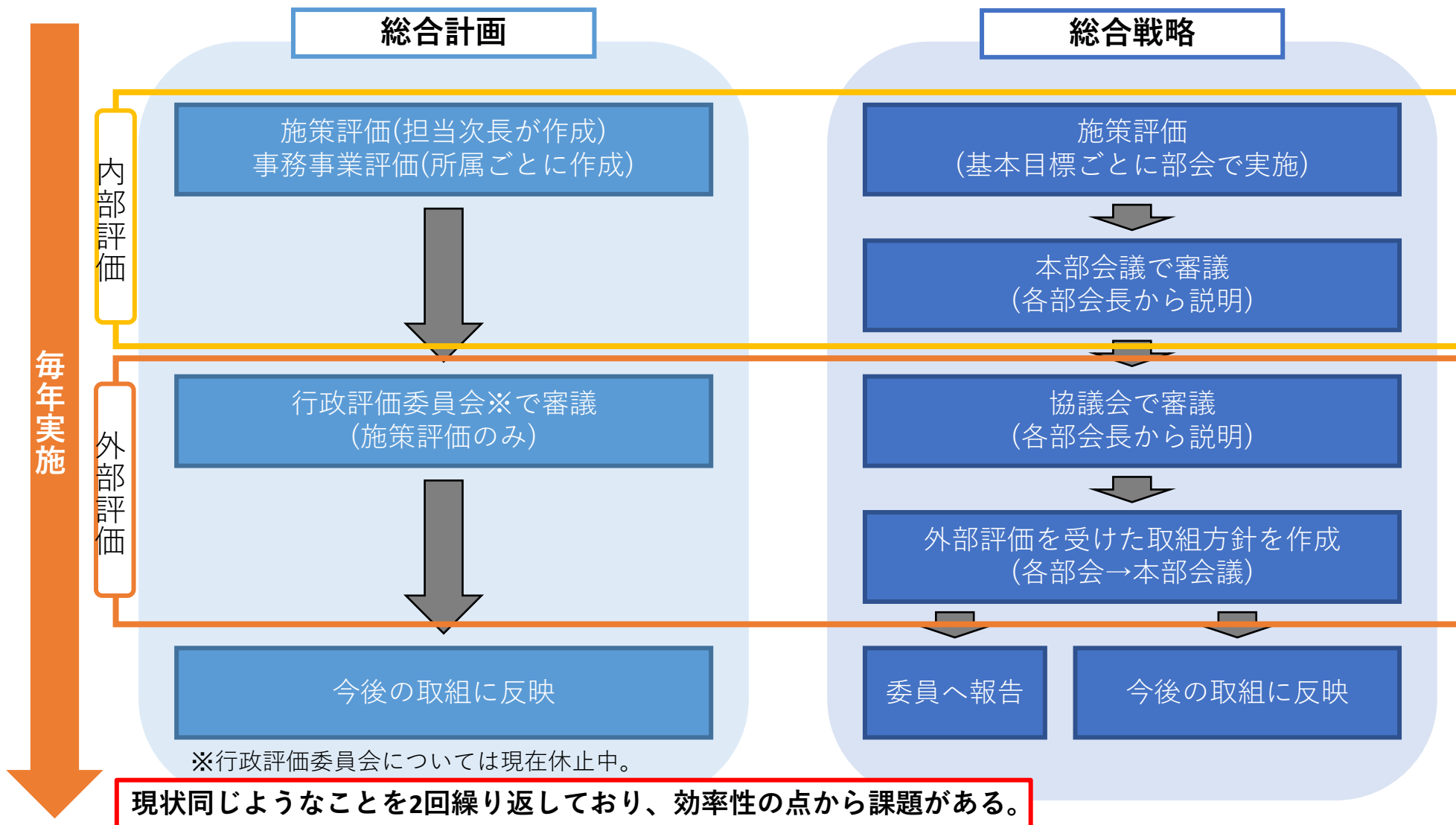
(1) 総合計画と総合戦略の関係



- 「総合戦略は、創生法の規定に基づき、人口減少の克服と地方創生を実現するための具体的な施策等を定めた個別計画のひとつであり、他の個別計画と同じく総合計画を具体化し、補完するもの」(第2期総合戦略から抜粋)
- つまり、総合戦略は数多くある個別計画の一つという位置付けだが、「総合」と名がついているように多くの分野にわたる政策・施策が記載されており、実態は「**人口減少対策につながる施策を分野横断的に再構成して記載している**」状態である。**この実態に即したイメージは下図のとおり。**
- 当然、**総合計画には総合戦略に記載されている政策・施策はすべて記載されており、総合計画は総合戦略を包含している。**



(2) 両計画の進捗管理の現状



両者を統合して、新たな行政評価体制を構築する

1 目的

- 総合計画・総合戦略・SDGsの進捗管理を一体的かつ効率的に実施し、**PDCAサイクルを回し、本市の総合的な政策推進を図ること**
- 総合政策推進体制の内部評価・外部評価のプロセスを通じて、**政策・施策のたゆまぬ見直しと改善を行い、その成果を次の中期基本計画につなげること**

<参考> 彦根市総合計画答申(R3.11.25)「付帯事項」の「3」(抜粋)

政策・施策は、適切かつ効率的に進捗管理し、1年ごとに定期的な評価を行い、その内容を公表すること。また、評価は客観的かつ合理的な根拠を用いて行い、その結果により政策・施策のたゆまぬ見直しと改善を行い、その成果を次の中期基本計画の策定につなげること

2 概要

- **総合計画の施策評価に統合し、一本化する**
- 総合戦略の評価については、総合計画の施策評価を抜粋し作成する
- 「彦根市版SDGs」(資料2)により「総合計画の推進＝SDGsの推進」となることを明確にし、**総合計画の進捗管理を行うことで、SDGsの進捗管理も同時に行う**

参考 「彦根市版SDGs」(別添1)について

SDGsゴール1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



総合計画の関連する施策

1-2-2, 2-1-1, 2-1-4, 4-2-1, 4-3-4

彦根市のゴール

総合計画前期基本計画の関連する施策の「12年後の姿」から関係が深いものを抜粋してまとめたもの

- 総合的な相談支援体制の構築を進め、だれひとり取り残さないまちになっています。
- 乳幼児福祉医療費助成制度や子ども医療費助成制度、小中学校給食の無償化などの子育て支援策により、子育て世代が経済的な不安を抱えることなく、安心して子育てできる環境になっています。
- ひとり親家庭のニーズを的確に把握し、だれもが安心して子育てできる環境になっています。
- 住宅セーフティネットとして充実を図るとともに、高齢者等に配慮した公営住宅等の質の向上を図り、だれもが安心して暮らすことのできるまちになっています。

主な取組

総合計画前期基本計画の関連する施策の「主な取組」から関係が深いものを抜粋してまとめたもの

- 相談支援機関および民生委員・児童委員等の連携等ネットワークの構築を進めます。
- 子どもや乳幼児に対する医療費助成の拡充や小中学校給食の無償化を図ります。
- ひとり親家庭に対し、経済的自立に向けた就労支援を進めます。
- 就労に対して意欲のあるひとり親を対象に、関係機関と連携しながら、就業までのサポートに努めます。
- 現公営住宅等を有効活用し、住宅に対する質の向上を図ります。

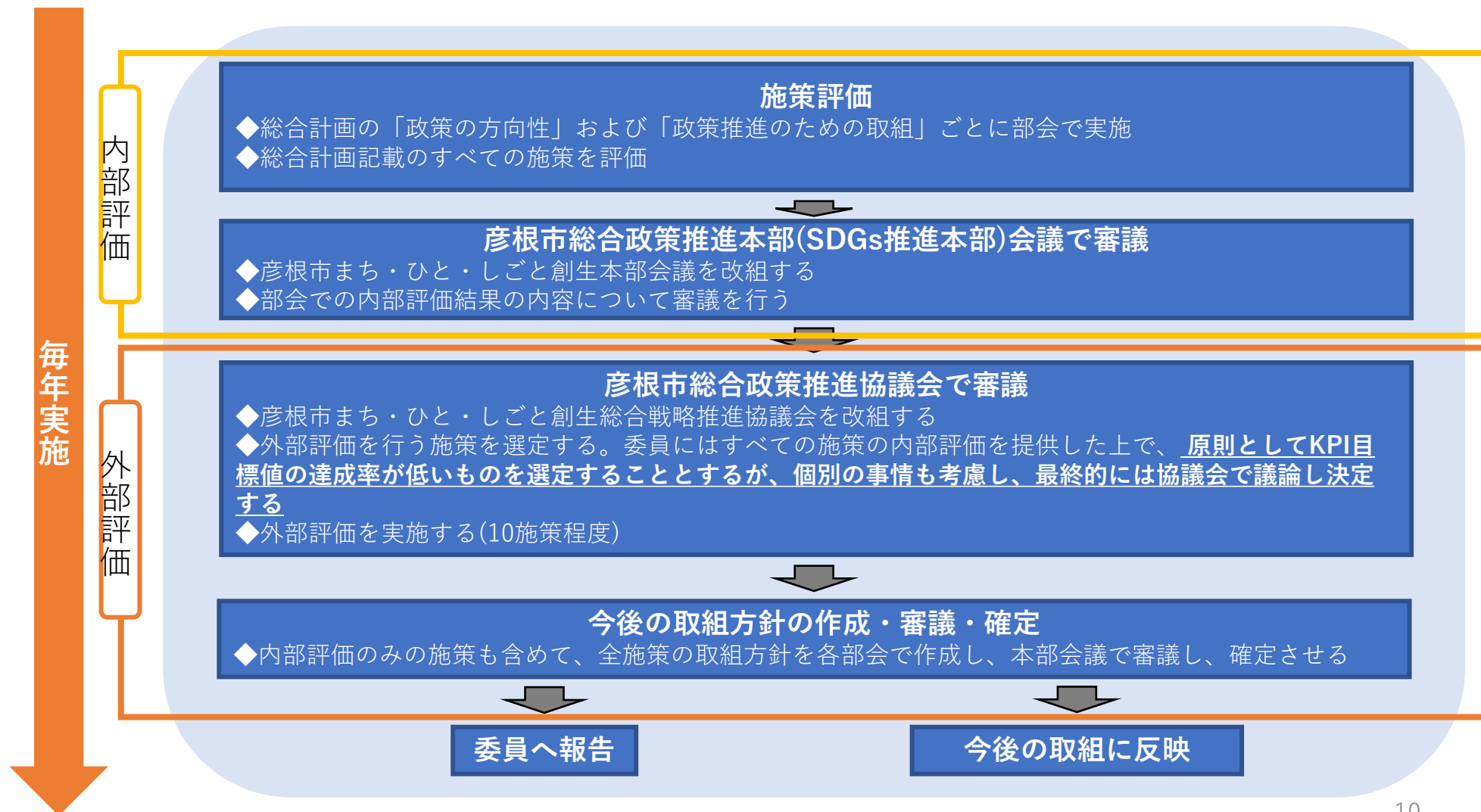
3 スキーム(基本)

- ベースになるのは**現在の総合戦略の進捗管理体制**
- 庁内で各部会に分かれて内部評価⇒外部評価という流れ
- 庁内部会は総合計画の5本柱ごとに分かれる
- 内部評価は**すべての施策で実施**
- 外部評価は**10施策程度を選定して実施**
 - 外部評価する施策は総合政策推進協議会で選定する
 - 原則としてKPI達成率が低い施策を選定するが、最終的な判断は総合政策推進協議会で行う
 - 「**どうすれば、施策の効果をより発揮できるのか**」という観点から**建設的な意見・助言**をいただく

参考 総合計画 政策・施策体系

政策の方向性・部会名・部会長	分野	施策番号	施策
1 だれもがその人らしくいきいきと暮らし、 つながり支え合うまち 【第1部会】 部会長：福祉保健部長	1-1 人権・多文化共生	1-1-1	人権尊重のまちづくりの推進
		1-1-2	男女共同参画社会づくりの推進
		1-1-3	多文化共生のまちづくりの推進
		1-1-4	国際交流の推進
	1-2 健康・福祉・医療・生涯学習	1-2-1	健康づくりの推進
		1-2-2	地域福祉体制・生活支援体制の充実
		1-2-3	障害者(児)福祉の推進
		1-2-4	高齢者福祉の推進
		1-2-5	地域医療体制の充実
		1-2-6	生涯学習・社会教育の推進
2 子ども・若者が自分らしく輝き、 学び躍動するまち 【第2部会】 部会長：子ども未来部長	2-1 子育て・次世代育成・教育	2-1-1	子ども家庭支援の推進
		2-1-2	乳幼児の保育・教育の推進
		2-1-3	小学校・中学校教育の充実
		2-1-4	子ども・若者育成支援の推進
		2-1-5	高等教育機関との連携
		2-1-6	若者の定住・移住の促進
3 歴史・文化を生かし、 にぎわいと特色ある産業が育つまち 【第3部会】 部会長：産業部長	3-1 歴史・伝統・文化	3-1-1	世界遺産登録の推進
		3-1-2	歴史文化遺産の保存・活用・共生の推進
		3-1-3	景観形成の推進
		3-1-4	文化・芸術の振興
	3-2 観光・スポーツ	3-2-1	観光の振興
		3-2-2	スポーツの振興
	3-3 産業	3-3-1	農林水産業の振興
		3-3-2	商業・工業・サービス業の振興
		3-3-3	創業・新産業創出の推進
		3-3-4	就労機会・就労環境の充実
4 豊かな自然と共生し、 安全・安心で快適なまち 【第4部会】 部会長：都市建設部長	4-1 環境形成	4-1-1	持続可能な都市形成
		4-1-2	公共交通ネットワークの充実
		4-1-3	生活環境・自然環境の保全と創出
		4-1-4	低炭素社会・循環型社会の構築
	4-2 都市基盤	4-2-1	住宅施策の推進
		4-2-2	上下水道の整備・充実
		4-2-3	公園緑地の整備
		4-2-4	道路の整備
	4-3 安全・安心	4-3-1	危機管理対策の推進
		4-3-2	消防・救急体制の充実
		4-3-3	水害・土砂災害対策の推進
		4-3-4	生活者の保護・安全対策の推進
		4-3-5	交通安全対策の推進
5 政策推進のための取組 【第5部会】 部会長：企画振興部長	5-1 市民協働・地域コミュニティ	5-1-1	情報発信の充実
		5-1-2	シティプロモーションの推進
		5-1-3	地域コミュニティの強化・担い手育成
	5-2 行財政基盤	5-2-1	交流人口・関係人口増加策の推進
		5-2-2	広域連携の推進
		5-2-3	行財政改革の推進
		5-2-4	総合計画の推進と社会変化への対応

4 スキーム図



5 施策評価シートについて

施策評価シート(案)については資料3のとおり

- 基本的な構造は現在の施策評価調書と同じ
- 前期基本計画記載の「主な取組」については、各担当課で「現状」・「課題」・「今後の方針」を記入
- 担当課の記載内容やKPIの進捗状況を踏まえ、主担当部局の次長が評価責任者となり当該施策を総括

【再掲】

総合戦略の評価については、施策評価の「主な取組」の評価から「課題」・「今後の方針」を抜粋して作成する。ただし、KPIの実績値は、別途担当課に確認し、更新する。

6 その他

総合政策推進協議会について

- 委員は11人程度を想定
- 現在の「彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」(産学官金労言から7名)の委員に、総合計画の各分野の委員を追加する(福祉分野、子育て分野、都市計画分野、行財政分野等の追加する)

7 これまでの経過と今後の予定

令和4年2月1日	部長会議 ・議題として提示し、協議
令和4年2月1日～28日	各所属への意見照会 (いただいたご意見とその対応は別添3のとおり)
令和4年8月23日	部長会議(第2回まち・ひと・しごと創生本部会議) ・方針を決定
令和4年10月19日(本日)	第2回まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会 ・総合政策推進体制について意見聴取
令和4年11月～令和5年1月	第2回まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会の意見を踏まえ、必要に応じて修正し、確定
令和5年4月～6月頃	内部評価実施
令和5年7月～8月頃	外部評価実施 ・左記期間中に協議会を2回開催予定 ⇒1回目：会長選任、外部評価する施策の選定 ⇒2回目：外部評価